

5. 日常生活の援助

1. 補装具の給付

窓口：各市町村保健福祉課

車いす、補聴器等の身体機能を補完、代替し長期間にわたり継続して使用される補装具の購入・修理に必要な費用を支給します。

対象者	申請に必要な物
身体障害者手帳所持者	●印鑑 ●申請書 ●医師の意見書 ●課税状況調書 ●見積書

*購入・修理までの流れ

- ①市町村窓口申請書類を提出します。
- ②専門機関で、補装具の必要性について判定のうえ、支給決定をします。
- ③補装具製作事業者と契約を結び、補装具を製造又は修理してもらいます
- ④購入・修理に掛かる費用のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

*費用・・・補装具の購入費用、修理費用の1割の定率負担額が発生しますが、市民税の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されます。

市民税課税状況等	負担上限月額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

2. 日常生活用品の給付

窓口：各市町村保健福祉課

日常生活上の便宜を図るための用具であって、一般的に普及していない用具（特殊寝台、ストーマ用装具等）を支給します。

対象者	申請に必要な物
身体障害者手帳所持者	●印鑑 ●申請書 ●医師の意見書 ●課税状況調書 ●見積書

*費用・・・購入費用の一割に相当する額（生活保護世帯・市民税非課税世帯を除く）

対象者	品目
視覚障害1・2級	盲人用時計・点字タイプライター・電磁調理器・盲人用体温計・活字文書読み上げ装置・盲人用体重計・歩行時間延長信号用小型送信機・ポータブルレコーダー・点字器
視覚障害全て	拡大読書器・点字図書

聴覚障害2級以上	屋内信号装置・点字ディスプレイ（視覚障害2級以上の重複障害者）
聴覚障害者全て	通信装置（FAX等）・情報受信装置
下肢または体幹機能障害1・2級	便器・特殊マット（1級）・特殊寝台・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・居宅生活補助用具（3級以上）
下肢障害全て	入浴補助具・居宅生活補助用具（1級以上）・移動移乗支援用具
上肢障害1・2級	特殊便器
じん臓障害1～3級	透析液加湯器
1・2級障害全て	火災警報器・自動消火器
その他	ネブライザー・電気式たん吸引機・携帯用会話補助装置・ストマ装具・酸素ボンベ運搬車・人工咽頭・杖・頭部保護帽

6. 各種料金の割引・助成金

1. 携帯電話の基本使用料金等割引

身体障害手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、携帯電話の基本料金等が割引される場合があります。詳細については、各携帯電話会社にお問い合わせください。

2. NTT 番号案内サービス

目や上肢等が不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。（ご利用には、事前に登録が必要です）

○手続き等に関するお問い合わせ

NTT 西日本 フリーダイヤル 0120-104174

3. NHK 放送受信料の減免

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方がいる世帯、社会福祉施設入居者が設置するテレビの放送受信料が減免される場合があります。

○手続き・・・所定の申請書に市町村の福祉課で証明を受けてから、NHK に提出します。

全面免除	半額免除
身体障害者の属する低所得世帯	視覚・聴覚障害者世帯で世帯主 肢体不自由1・2級で世帯主

4. 交通費助成

障がいのある方に対して、バス乗車時の助成をしています。

対象者	
身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者	●各手帳を提示すると割引になります



5. 航空旅客運賃割引

障がいのある方が、単独または介護者の方と共に国内定期航空路線を利用する場合、運賃が割引されます。

対象者	手続き
身体障害者手帳所持者（介護者含む）	航空券販売窓口にて身体障害者手帳を提示して航空券を購入。
療育手帳保持者（介護者含む）	航空券販売窓口にて割引運賃の適用対象者である旨の証明印が押印された手帳を提示して航空券を購入。

	第1種	第2種
障害区分 等級	視覚 1～3 級、4 級の一部・聴覚 2～3 級 肢体 1 級、2～3 級・療育手帳 A	第1種以外の方
適用範囲	障がい本人および本人と同乗する介護者 1 名に適用される。	障がい者のみ

6. 心身障害児療育旅費助成制度

窓口：各市町村保健福祉課

心身障がい児が県本土の医療機関等で療育を受ける際の旅費の助成をします。

対象者	手続き
心身障がい児とその保護者 *年5回まで *宇検村は未実施	●医療機関発行の証明書 ●申請書

船舶	航空
名瀬～鹿児島間 旅費 2 等実費の半額相当	最大奄美空港～鹿児島空港 航空機旅費実費の 4 分の 1 助成

7. 心身障害児(者)施設入所児(者)等旅費助成

窓口：奄美市福祉政策課(奄美市のみ実施)

本島外の施設入所障がい児(者)が帰省するための旅費助成及び心身障がい児の療育に関する旅費助成します。

対象者	申請書類
心身障害児(者)施設等に入所している者で、奄美市に出身世帯を有する者及びその家族	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●当該施設長の証明

8. 臓器機能障害者等旅費助成

臓器機能障がい者の移植手術に対する旅費助成をします。

窓口：各市町村保健福祉課

対象者	申請書類
<ul style="list-style-type: none"> ●臓器の機能低下又は機能不全により島外の医療機関において臓器の移植手術を受ける者又は、臓器を提供する手術を受ける者。 ●現在住んでいる市町村に1年以上住所を有するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●入院及び通院に係る期間を証明する書類 ●旅費の領収書の写し ●その他必要と認める書類

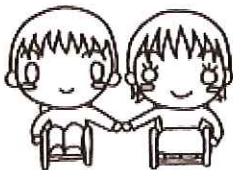
9. 駐車禁止除外指定車証の交付

窓口：奄美警察署

標識による駐車禁止の交通規制が実施されている場所に駐車可能。

障がいのある方に対する駐車禁止除外指定車標章の交付が受けられます。

対象者	申請書類
<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳所有者 ●療育手帳所有者(A・A1・A2) ●精神保健手帳所有者(1級) ●小児慢性特定疾患手帳所有者(色素性乾皮症) 	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●免許証 ●印鑑



各種料金の割引・助成金について、
詳しくは各市町村保健福祉へお尋ね下さい。